

社会福祉法人瑞鳳会役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人瑞鳳会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報 酬)

第2条 役員等が、その職務のため、評議員会、理事会その他の会議等に出席したときは、報酬として1回あたり5,000円（源泉所得税控除後）を支給する。

2 役員等が、理事会等の出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたったときは、報酬として1回あたり10,000円（源泉所得税控除後）を支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、その職務のため、評議員会、理事会その他の会議等に出席したとき、または、その業務にあたったときは、費用弁償として1回あたり2,000円を支給する。ただし、交通費等の実費の額が費用弁償費を超える場合には、その実費とする。

(重複支給の禁止)

第4条 役員等で法人の職員であるもの（以下「役員等兼務職員」という。）に対しては、第2条から前条までに規定する報酬及び費用弁償は支給しない。ただし、役員等兼務職員の勤務を要しない日に役員等兼務職員が理事会若しくは評議員会に出席し、又は研修若しくは会議に出席した場合は、この限りでない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。